

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	オリンピック・パラリンピック開催に向け、観光客の増加が見込まれる中、本補助事業を含む観光振興により力を入れることが必要となっている。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	観光協会の主要な業務である観光情報の発信は、基本構想で掲げる基本的な取り組みのひとつである。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	観光協会の行う事業は観光振興を目的とする公益性の高い事業であるため、区による補助が適当である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	文京区観光協会は区の観光振興に資する主要な団体であり、補助が実施されなかった場合、区全体の観光振興機能が大きく損なわれる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	C	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	C	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	会員獲得等にも努力しているが、活動費には十分ではなく、補助金交付のほか、観光協会への委託事業もあり、効率性を勘案し適切な手法を用いている。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	観光客誘致宣伝活動や観光情報提供など、観光振興に有益な事業を実施している。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	花の五大まつり等での観光PRや観光写真コンクールなど具体的な事業を含む観光振興に効果を上げている。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	本補助事業による観光振興が、経済の活性化や区の魅力を高めることにも結びつく。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	文京区補助金等交付規則および文京区観光協会事業補助金交付要綱に基づき適正に執行されている。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	観光協会は観光客誘致や観光振興を主な事業内容とする団体である。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	補助団体は監査機能を有しており、また職員が補助金の使途の確認を現地で行っている。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	1	1	1	1
決算(予算)額	6,668	9,258	11,327	10,755
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	6,668	9,258	11,327	10,755
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	文京区観光協会			

5 課題及び今後の方向性

今後も観光振興によって地域の発展と活性化に資するという目的の達成のため、法令に基づき適切に補助金の交付を行う。